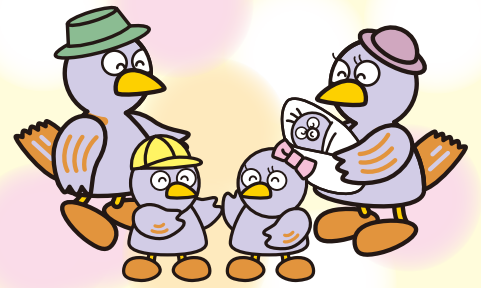


パパ・ママ応援ショップ 子育て家庭優待制度

お子様の年齢が18歳に達して、次の3月31日まで利用できます。



埼玉県のマスコット「コバトン」

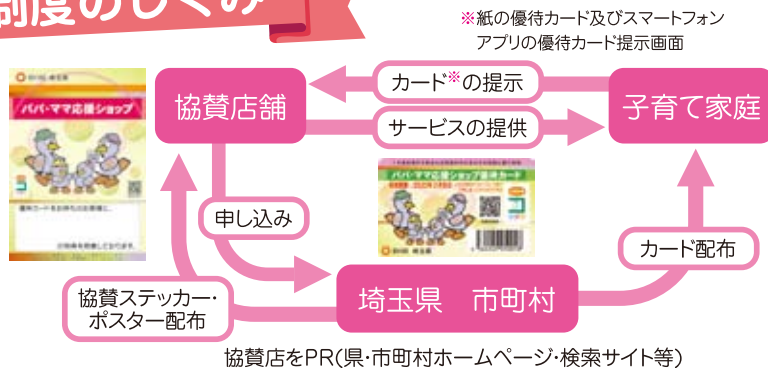
制度の内容

協賛店で優待カード
(またはスマートフォンアプリ画面)
を提示すると、

お店で割引等のサービスが受けられます!



制度のしくみ



【優待カードを利用いただける方】

- 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子様がいる世帯の方
- 妊娠中の方がいる世帯の方
(同居別居に関わらず、日ごろ子育てを支援してくれる祖父母の方も利用可)

※店舗により、特典を受けられる方が限られている場合があります。各店舗の最新の特典内容は、協賛店検索サイトでご確認ください。

協賛店をPR(県・市町村ホームページ・検索サイト等)

協賛店・優待は…



協賛店に
掲示

イメージ

- 協賛店には協賛ステッカー、またはポスターが掲示されています。(一部、掲示のないお店もあります。)
- 協賛ステッカー・ポスターには、各協賛店のサービス内容が記載されています。
- 協賛店ごとにサービスは異なります。

- たとえば…
- 1,000円以上お買い上げで、〇%割引
 - 毎月〇日はポイント2倍
 - 小学生以下のお子様ソフトドリンク1杯無料サービス

- サービスは、協賛店のご厚意により提供されるものです。

【協賛店の検索方法】

「埼玉県 結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」で、最新の協賛店情報が検索できます。



全国で利用できます!

- 全国で利用できる協賛店は右のマークが目印です。ただし一部の自治体及び協賛店では利用できない場合があります。また自治体によって利用できる対象世帯の要件が異なります。
- 詳細については内閣府のホームページをご確認ください。
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>

